

御 回 答

冠省 当職らは、積和不動産中部株式会社（以下「当社」といいます。）から委任を受けた代理人として、貴法人からの平成21年1月7日付け「質問状」に対し、以下のとおり御回答いたします。

「質問の内容」第1項につきましては、当社は、いわゆる敷引条項を、現在使用しておりません。平成20年7月1日より順次同条項の使用をやめ、同年12月31日をもって、同条項の使用を完全に終了しております。

「質問の内容」第2及び第3項につきましては、個別事案に関する事項ですので、御回答いたしかねます。

本件に関しましては、今後、当職ら（担当吉田、住田）にて対応させていただきますので、御連絡、御質問等ございましたら当職ら宛まで御連絡いただき、当社への御連絡等は御遠慮くださいますようお願いいたします。

先ずは要用まで。

平成20年1月21日

〒460-0002

12-

名古屋市 中区 丸の内二丁目 2番 7号

丸の内 弁護士ビル 2階

住田正夫法律事務所

積和不動産中部株式会社 代理人

弁護士 住田正

同 三品 さく

同 沢田 貴

同 吉田 和

同 岡本 宏

同 菊地 隆

〒 604-0847

京都市 中京区 烏丸通二条下ル 秋野々町 5 2

9番地 ヒロセビル 5階

特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏 殿

21.1.21
12-30

郵便認証司

平成24年1月21日

この郵便物は平成21年1月21日第20732号
書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。
郵便事業株式会社

21.1.21
12-30